

申告相談日程表

《各会場の開館（受付開始）時間》

午前8時（阿仁合地区・前田地区は8時30分／大阿仁地区は9時）

《申告相談時間》

午前9時から正午および午後1時から終了まで

※ただし、受付時間は午後3時まで

（阿仁合地区・前田地区は9時30分～／大阿仁地区は10時～）

◆会場の変更について、昨年の「前山森林交流センター」から「坊沢公民館」に、「合川環境改善センター」から「合川庁舎」に変更しています。また、一部地区について昨年度と変更している地区もありますので、日程表をご確認のうえ、申告会場までお越しください。

◆午前中の受付は、混み具合によって人数制限をする場合があります。また、相談内容によっては受付順が前後する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

◆各会場の駐車場は積雪状況により、十分な駐車スペースが確保できない場合があります。

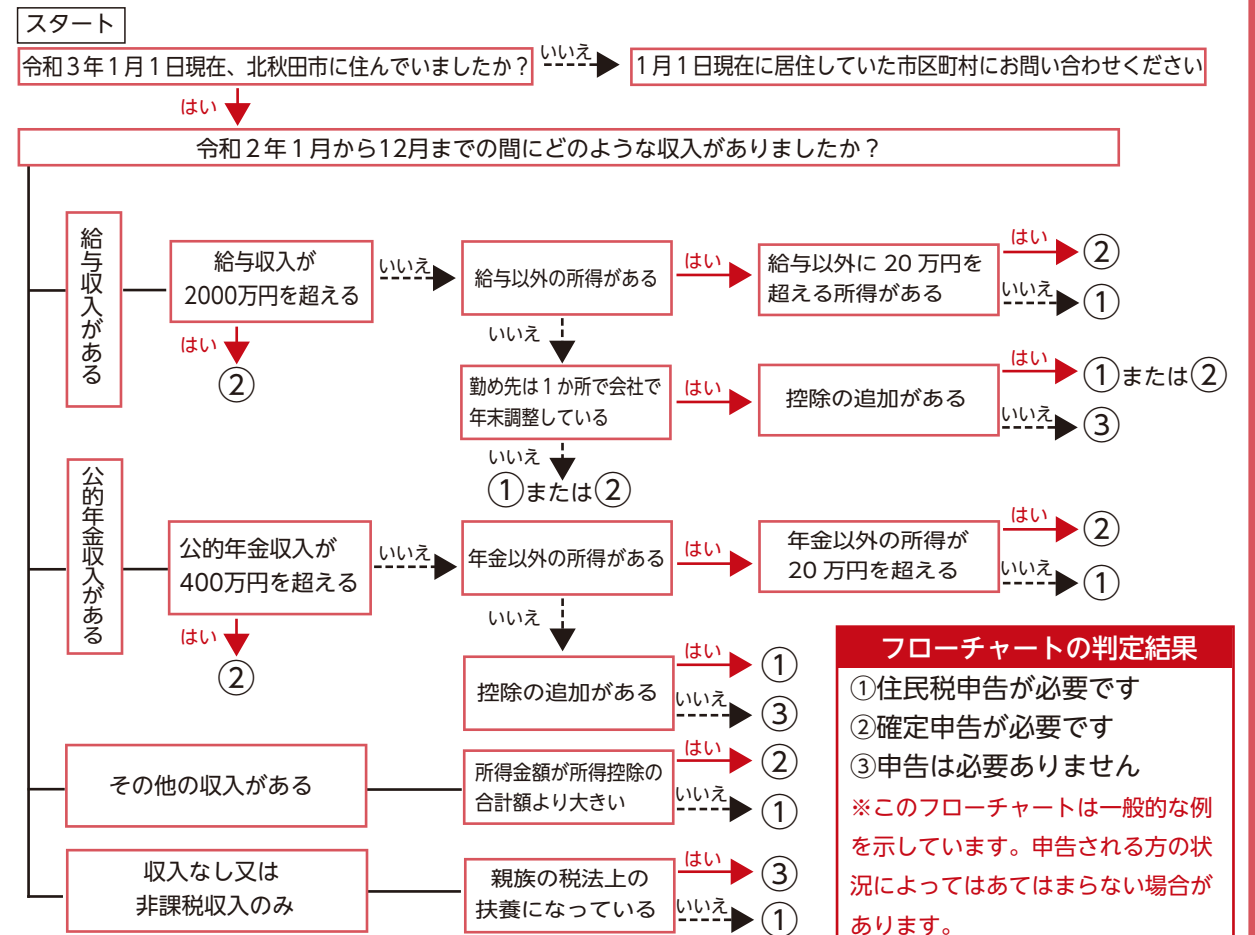
◆指定対象地区の会場・日時の変更を希望される方は、前日までに電話連絡（☎62-1116）をお願いします。

◆新型コロナウイルス感染症等の感染状況により、申告相談の開催が困難な場合には、急遽申告相談を中止する可能性があります。その際は、ホームページや防災ラジオ等でお知らせいたしますので、ご了承ください。

日 曜	鷹巣地区	申告会場	日 曜	合川・森吉・阿仁地区	申告会場
2/2 火	申告相談なし		2/2 火	比立内 新町 比立内下町 幸屋渡	大阿仁出張所
3 水	申告相談なし		3 水	打当 前山 中村 打当内 戸島内 棚木沢 小倉野尻 長畑 菅生 新中 幸屋 岩野目沢 鳥坂	※10:00～
4 木	本郷 根木屋敷 妹尾館 中畑 大畑 横渕 岩脇 吉野	七日市基幹センター	4 木	荒瀬 荒瀬川 鍵ノ滝 萱草 伏影 根子 笑内	阿仁庁舎
5 金	葛黒 与助岱 三ノ渡 黒森 松沢 明利又 上舟木 下舟木 吉ヶ沢 深沢 品類		5 金	下新町 上新町 畑町 畑町東裏	※9:30～
8 月	小森 四渡 坊山 湯ノ岱 中屋敷	沢口林業センター	8 月	新町 上岱 大町 横町 真木沢 湯口内	
9 火	脇神 上野 藤株 小摩当 高村岱		9 火	小様 小渕 吉田	
10 水	上町 向黒沢 前野		10 水	李岱 東根田 西根田	
12 金	小田 田子ヶ沢 松原 糠沢 大畑 二本杉 岩谷 旭ヶ丘	綴子基幹センター	12 金	福田 新田目 明田 八幡岱 美栄 林岱 羽根山	
15 月	下町 大堤 昭和		15 月	三木田 鎌沢 雪田 杉山田	
16 火	前山 今泉		16 火	木戸石 増沢	
17 水	黒沢 深関 相善町 羽立	◆坊沢公民館	17 水	羽立 芹沢 大内沢 三里 摩当	
18 木	大町 上町 街道町 新屋敷町		18 木	松ヶ丘 下杉	
19 金	太田 摩当		19 金	川井 道城	
22 月	あけぼの町 岩坂 大沢 李岱 田沢		22 月	上杉 上杉団地 桃栄 金沢 金沢団地 弥栄	
24 水	掛泥 太田屋敷後 高野尻 高野尻団地		24 水	合川 梅栄	
25 木	佐助岱 湯車 緑ヶ丘 蟹沢 南鷹巣 小ヶ田		25 木	桂瀬 上羽立 下羽立 惣内 桂坂 通り町	
26 金	田中 胡桃館 南田中		26 金	陣場岱 神成 五味堀 柏木岱 大岱	
3/1 月	住吉町 花園町		3/1 月	根森田 巻淵 堺田 細越 止 羽根川 新屋布 小又	前田公民館
2 火	西陣場岱 高森岱 石ノ巻岱 堂ヶ岱 舟場川口	北秋田市交流センター	2 火	下前田 鍛冶町 八幡森 前田駅前 工場地帯 宮ノ下 新ノ又 平里	※9:30～
3 水	舟見町 新舟見町		3 水	御嶽 本城御嶽 本城上 本城下 本城荒町 本城町屋 長下 滝ノ沢 御狩屋 松栄	
4 木	米代町 元町 西屋敷 柳中 下家下 東上綱		4 木	大杉 裏町 学校通り 根小屋 日栄 鶴田 長野 米畑 中新田 大沢	
5 金	宮前町 旭町 松葉町 掛泥向		5 金	寄延 冷水岱 浦田 大淵 白坂 山崎 長野岱 高校通り	
7 日	鷹巣地区で平日に申告できない方		8 月	向本城 川向 駅前 新丁 本丁	
8 月	東横町 大町 幸町 内幸町 東中岱 平成町		9 火	七曲 松山町 伊勢ノ森 新町 横町 大町 中道岱	
9 火	材木町 伊勢町		10 水	合川、森吉、阿仁地区で指定日に申告できなかった方	
10 水			11 木		
11 木	鷹巣地区で指定日に申告できなかった方		12 金		
12 金			14 日	合川、森吉、阿仁地区で平日に申告できない方	
15 月			15 月	合川、森吉、阿仁地区で指定日に申告できなかった方	

☆日曜日は大変混み合うことが予想されます。できるだけ指定対象地区の指定日にご相談ください。

申告確認フローチャート



フローチャートの判定結果

①住民税申告が必要です

②確定申告が必要です

③申告は必要ありません

※このフローチャートは一般的な例を示しています。申告される方の状況によってはあてはまらない場合があります。

申告前に書類の確認を！

■申告相談を受けられる方は、次の書類をご持参ください。（□欄を使って確認してください）

■税務署から「確定申告のお知らせのはがき（封書）」または「申告書等用紙」が届いた方は、必ず持参してください。

●すべての方

□印鑑（認印など） □マイナンバーの番号確認書類と身元確認書類 □預金口座番号の分かるもの（還付申告の場合）

●給与収入、公的年金収入のある方

□源泉徴収票の原本、または支払証明書など

●営業、農業、不動産収入のある方

□収支内訳書または収支の分かる帳簿類、各種助成金や拠出金、補償金などに関する証明書、支払調書、入金確認できる通帳

□必要経費の領収書※収入・経費の科目ごとに領収書等を分類し、集計したものをご持参ください。

●利子、配当、一時所得のある方

□支払調書など支払額がわかるもの □経費がある場合はその額のわかるもの

●譲渡所得のある方

□譲渡した物件の売買契約書 □譲渡費用（手数料、測量費）などの領収書

□特別控除の特例をうける場合は、その内容が確認できる書類

●各種控除を受ける方

□社会保険料、国民年金等掛金等の領収書または証明書、納付額確認書 □生命保険料控除証明書

□地震保険料控除証明書 □身体障害者手帳、障害者控除対象者認定書 □在学証明書（大学生のいる家庭）

□医療費のお知らせ、医療費の領収書 □補てん金（保険給付金や高額療養費など）の支給金額が分かるもの

□火災、雪害、盗難の損害があった時はその証明書（警察署、消防署から発行されるもの）または領収書